



精神科看護管理ニュース

Vol. **16**

発行 日本精神科看護協会

2015/10/30

1 平成28年度診療報酬改定に向けて精神医療の議論が行われました

平成27年10月23日の中央社会保険医療協議会総会（第308回）において、精神医療の診療報酬見直しに関する議論が行われました。

23日に厚労省保険局医療課より提出された資料では、「長期入院患者の地域移行について」「身体合併症について」「児童・思春期の精神医療について」「薬物依存症について」「認知症対策について」「抗精神病薬の減薬にかかる取り組みについて」「精神科デイ・ケア等について」の7項目に分けて、課題と論点が提示されました。

長期入院患者の地域移行と身体合併症については、平成26年度に取りまとめられた検討会報告書「長期入院患者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」で示された、精神医療の将来像と病院の構造改革のなかで、早急な検討が必要と明記された項目がとりあげられました。

地域移行を促進する取り組みの評価に関する論点としては、1年以上の長期入院患者が入院する病床には「地域移行に必要な職種を重点的に配置し、地域移行に必要な取り組みを徹底して実施すること」と「長期入院患者数や病床数を適正化する病棟への評価を設ける」ことの必要性が示されています。

地域移行に必要な職種や看護配置に関する具体的なイメージまでは明記されていませんが、地域移行に向けた訓練等の実施について、クリティカルパス、リハビリテーションプログラム、ピアサポーターなどの活用が例示されており、いずれかが算定要件や施設基準として設けられる可能性が出てきました。病床数の適正化については、先の検討会取りまとめの中の「今後、地域移行を進めることにより病床数が適正化され、将来的に削減できると考えられる」と書かれていた部分が反映されており、地域移行の取り組みの成果と合わせて評価するねらいが感じられます。

身体合併症に関する論点は、総合病院における精神疾患患者の受け入れを促すための評価の必要性や、精神科リエゾンチームに必要な人材を確保し治療を普及する観点から、看護師等の経験年数、常勤専従等の要件を見直す必要性が示されています。

その他の項目に関する課題と論点については、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している「精神医療の診療報酬見直しに関する資料」（中医協HPリンク）からご覧ください。

1/2

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

平成27年10月23日に開催された中央社会保険医療協議会総会（第308回）の前に、診療報酬改定結果検証部会（第48回）の報告が行われ、平成26年度診療報酬改定後の精神医療と訪問看護の実施状況に関する資料が公開されました。

精神医療に関する調査項目は、平成26年4月の診療報酬改定で新設された精神科急性期医師配置加算などが、平均在院日数にどのような影響を及ぼしているのか、精神療養病棟に退院支援に関する要件が追加されたことなどが医療提供体制の充実につながっているか、さらに、向精神薬の処方が適切に行われているのかなどについて検証が行われています。

本調査の結果（施設全体）によると、「精神科救急入院料」は平成25年10月の平均60.0日に対し、平成26年10月では平均59.9日とわずかに短縮されていました。しかし、「精神科急性期治療病棟入院料」では平成25年10月が平均69.6日であるのに対し、平成26年10月では平均71.1日と長くなっていることが明らかになっています。

平成26年に新設された「精神科重症患者早期集中支援管理料」の施設基準の届け出を行っている施設は、平成26年10月時点で、調査対象（n=478）の中で3施設（0.6%）のみという結果が出ています。同施設基準の届け出を行っていない理由として最も多かったのは、「専任チームを構成する人員が不足しているため」（24.6%）で、次いで「訪問診療を実施していないため」（14.1%）、「24時間の精神科訪問看護が可能な体制を確保できないため」（13.8%）という回答でした。

同じく新設された「精神保健福祉士配置加算」については、平成26年10月時点で、精神病棟入院基本料算定病棟で届け出をしている施設は全体の3.5%、精神療養病棟入院算定病棟で届け出をしている施設は全体の6.2%という結果でした。いずれの病棟も算定できない理由として最も多かったのは「在宅移行率の要件が満たせないため」という状況でした。

その他、精神科急性期医師配置加算の算定状況や、地域へ移行するうえで重要となる事業・サービスに対する回答などは、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している「平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」（[中医協HPリンク](#)）からご覧ください。

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034